

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年7月10日三重県条例第44号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成二十七年七月十日
三重県条例第四十四号

改正 平成二八年 三月二二日三重県条例第六号 平成二九年 三月二八日三重県条例第五号
平成三〇年一〇月一七日三重県条例第七〇号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例をここに公布します。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
題名改正〔平成二八年条例六号〕

（趣旨）

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第九条第二項に基づく個人番号の利用及び番号法第十九条第十号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成二八年条例六号・二九年五号〕

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 個人番号 番号法第二条第五項に規定する個人番号をいう。
- 二 特定個人情報 番号法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。
- 三 個人番号利用事務実施者 番号法第二条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- 四 情報提供ネットワークシステム 番号法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

（県の責務）

第三条 県は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

一部改正〔平成二八年条例六号〕

（個人番号の利用範囲）

第四条 番号法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び知事が行う番号法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第二の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の下欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 知事は、番号法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第二項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

一部改正〔平成二八年条例六号〕

（特定個人情報の提供）

第五条 番号法第十九条第十号の規定による条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる機関が、同表の第三欄に掲げる機関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

追加〔平成二八年条例六号〕、一部改正〔平成二九年条例五号〕

(規則への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、三重県規則（以下「規則」という。）及び三重県教育委員会規則で定める。

追加〔平成二八年条例六号〕

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十二日三重県条例第六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年三月二十八日三重県条例第五号）

この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。

附 則（平成三十年十月十七日三重県条例第七十号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一（第四条関係）

機関	事務
一 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
二 教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）であって三重県教育委員会規則で定めるもの

追加〔平成二八年条例六号〕、一部改正〔平成三〇年条例七〇号〕

別表第二（第四条関係）

機関	事務	特定個人情報
一 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	一 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの 三 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 四 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 五 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十

		<p>九年法律第二百二十九号)による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>六 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>七 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>九 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
二 知事	番号法別表第二の九の項の第二欄に掲げる事務	生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活困窮外国人の保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
三 知事	番号法別表第二の十四の項の第二欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの
四 知事	番号法別表第二の十六の項の第二欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの
五 知事	番号法別表第二の二十四の項の第二欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの
六 知事	番号法別表第二の二十六の項の第二欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの
七 知事	番号法別表第二の二十八の項の第二欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの
八 知事	番号法別表第二の三十一の項の第二欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの
九 知事	番号法別表第二の六十四の項の第二欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの
十 知事	番号法別表第二の八十七の項の第二欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの
十一 知事	番号法別表第二の百八の項の第二欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの
十二 知事	番号法別表第二の百十九の項	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則

	の第二欄に掲げる事務	で定めるもの
--	------------	--------

追加〔平成二八年条例六号〕、一部改正〔平成三〇年条例七〇号〕

別表第三（第五条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
一 知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であって三重県教育委員会規則で定めるもの
二 知事	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であって三重県教育委員会規則で定めるもの
三 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	<p>一 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって三重県教育委員会規則で定めるもの</p> <p>二 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって三重県教育委員会規則で定めるもの</p> <p>三 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であって三重県教育委員会規則で定めるもの</p>

追加〔平成二八年条例六号〕